

【案件名：SAGA2024陸上競技会映像・音響等業務】仕様書に関する質問事項票及び回答票

No.	質 問	回 答
1	<p>入札に関わる資料の中に共同企業体協定書が示されていますが、この書式ではなく、任意の書式による協定書でも良いものでしょうか？</p>	<p>ホームページに掲載している協定書の内容が満たされているものであれば、任意の書式による協定書で構いません。</p>
2	<p>協定書の第10条に共同企業体名を冠した口座にて取引するよう記載がありますが、これは必ず必要なものでしょうか？</p> <p>近年新たな口座開設に対する銀行の与件が厳しく、難航することが予想されます。</p>	<p>共同企業体名を冠した口座にて取引をお願いします。</p>
3	<p>業務委託仕様書</p> <p>9. 契約に関する条件等</p> <p>(1) 再委託等の制限</p> <p>受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは<u>事前に書面にて報告し</u>、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。</p> <p>上記の、<u>事前に書面にて報告し</u>、の事前とはいつまでか？又、書面に様式はあるか？</p>	<p>○事前とはいつまでか？</p> <p>「業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるとき」より前です。</p> <p>○書面に様式はあるか？</p> <p>様式はありません。「業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる」旨を書面に記載し報告してください。</p>

<p>4</p>	<p>業務委託仕様書</p> <p>9. 契約に関する条件等</p> <p>(1) 再委託等の制限</p> <p>受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは事前に書面にて報告し、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。</p> <p>上記は、親会社が単体企業として入札参加し、子会社が業務の一部を担う場合、子会社は第三者となるのか。</p>	<p>資本関係に関わらず、受注者と異なる事業主体であれば第三者となります。</p> <p>なお、業務の一部を遂行する主体が受注者から第三者へ移転しない限りにおいては、この項が規定する「再委託等」には該当しない旨を参考として申し添えます。</p>
<p>5</p>	<p>業務委託仕様書</p> <p>9. 契約に関する条件等</p> <p>(1) 再委託等の制限</p> <p>受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは事前に書面にて報告し、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。</p> <p>上記の、第三者とは、個別業務に携わる外部スタッフについても対象となるのか？</p>	<p>契約の形態によりますが、例えば雇用契約ではなく、業務委託又は請負により外部スタッフが業務に携わる場合は、第三者となります。</p> <p>なお、業務の一部を遂行する主体が受注者から移転せず、受注者の指揮・命令・監督のもと外部スタッフが業務に従事する場合は、この項が規定する「再委託等」には該当しない旨を参考として申し添えます。</p>